

第 10 期 決 算 公 告

平成21年6月29日



神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

株式会社 みなと銀行

取締役頭取 藪本 信裕

貸 借 対 照 表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	43,503	預当座預金	2,621,453
現金預け	29,860	普通預金	124,043
商品有価証券	13,642	貯蓄預金	1,282,243
商品有価証券	28,323	通知預金	27,097
商品有価証券	512	定期預金	11,404
商品有価証券	242	定期積金	1,133,216
商品有価証券	270	その他の預金	1,187
土地建物債権	471,184	譲渡性預金	42,260
土地建物債権	214,272	コールマネー	2,706
土地建物債権	105,426	債券貸借取引受入担保	1,000
土地建物債権	5,997	借入金	16,096
土地建物債権	104,598	借入金	57,594
土地建物債権	17,848	借入金	57,594
その他の証券	23,041	外国為替	105
貸出	2,249,888	外国他店借替	85
引手貸付	36,315	渡外為替	13
引手貸付	134,649	未払外為替	6
引手貸付	1,863,934	その他の負債	5,000
引手貸付	214,988	未決済為替	45,452
外国為替	5,564	未払法人税	91
外国他店預け替	1,243	未払費用	122
外国他店預け替	698	未払受取	3,712
外国他店預け替	3,622	前給補てん備	1,769
その他の資産	21,491	給付受取	2
未決済為替	93	金融派生商品	6,981
未払費用	2,427	リース債	276
未払費用	2,761	有価証券未払	31,531
金融派生商品	8,099	その他の負債	964
その他の資産	8,110	賞与引当金	666
有形固定資産	34,936	退職給付引当金	3,769
建物	14,920	役員退職慰勞引当金	208
土地	17,460	預金払戻引当金	576
リース資産	276	支払承	17,570
建設仮勘定	3	負債の部合計	2,772,199
その他の有形固定資産	2,275	(純資産の部)	
無形固定資産	3,835	資本剰余金	27,484
ソフトウェア	2,805	資本準備金	49,483
その他の無形固定資産	1,029	その他の資本剰余金	27,430
繰延税金資産	18,253	利益剰余金	22,053
支払承諾見返	17,570	利益準備金	10,799
貸倒引当金	△ 35,664	利益準備金	53
		その他の利益剰余金	10,745
		別途積立金	2,325
		繰越利益剰余金	8,420
		自己株	△ 121
		株主資本合計	87,645
		その他の有価証券評価差額金	△ 514
		繰延ヘッジ損益	69
		評価・換算差額等合計	△ 445
		純資産の部合計	87,200
資産の部合計	2,859,400	負債及び純資産の部合計	2,859,400

損益計算書 [平成20年4月 1日から
平成21年3月31日まで]

(単位:百万円)

科 目		金	額
経	常		69,349
資	運	54,236	
	出 金	49,039	
	証 利	4,564	
	ル 口	259	
	現 券	85	
	借 取	8	
	入 手	0	
	の 他	1	
	の 引	275	
役	受 為	10,263	
	の 他	3,272	
	の 他	6,990	
そ	の 為	3,064	
	外 有	808	
	商 等	12	
	国 派	2,153	
	金 融	89	
	の 他	0	
そ	の 式	1,784	
	株 式	9	
	の 常	1,775	
経	調	8,662	78,531
資	金	6,512	
	預 渡	122	
	コ 一	0	
	債 券	67	
	借 借	1,682	
	社 利	125	
	金 利	136	
	の ス	15	
役	支 取	3,753	
	の 他	675	
	の 他	3,078	
そ	の 債	508	
	の 業	508	
営	の 倒	33,666	
	貸 出	31,939	
	株 式	29,686	
	株 式	6	
	の 式	5	
	の 他	1,385	
	の 常	855	
経	特		9,182
	償 却		20
特	別	20	918
	固 定	691	
	減 引	226	
税	引		10,080
法	人	61	
法	人	△ 1,290	
法	人		△ 1,229
当	期		8,850

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（時価のある株式については決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 2年～20年

(2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,738百万円であります。

(2)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 預金払戻引当金

預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当事業年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年度末日における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は276百万円、「その他負債」中のリース債務は276百万円増加しております。また、経常損失、税引前当期純損失に与える影響はありません。

表示方法の変更

「有価証券未払金」は従来、「その他の負債」に含めて表示しておりましたが、資産総額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。

なお、前事業年度における「有価証券未払金」の金額は、5,557百万円であります。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号 平成20年10月28日）を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ「有価証券」が3,503百万円増加、「繰延税金資産」が1,423百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,079百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資（親会社株式を除く） 総額4,327百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は16,609百万円、延滞債権額は64,680百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は498百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,087百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は85,875百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,014百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し貸借対照表に計上した額は、26,608百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	64,939百万円
預け金	0百万円
その他資産	91百万円

担保資産に対応する債務

預金	5,468百万円
コールマネー	1,000百万円
債券貸借取引受入担保金	16,096百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券 53,447百万円及びその他資産（手形交換所保証金等）57百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 3,813百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、473,170百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が464,930百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 18,636百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳 81百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。
13. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は22,990百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 212円42銭
16. 関係会社に対する金銭債権総額 11,484百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 40,255百万円
18. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
19. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.40%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

- 資金運用取引に係る収益総額 204百万円
- 役務取引等に係る収益総額 487百万円
- その他業務・その他経常取引に係る収益総額 76百万円

関係会社との取引による費用

- 資金調達取引に係る費用総額 1,309百万円
- 役務取引等に係る費用総額 801百万円
- その他業務・営業経費・その他経常取引に係る費用総額 2,300百万円

2. 1株当たり当期純損失金額 21円55銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないのでありません。
4. 「その他の経常収益」には、部分直接償却取立益748百万円を含んでおります。
5. 「その他の経常費用」には、債権売却損93百万円を含んでおります。
6. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。
上記の固定資産のうち、以下の資産については、店舗廃止及び移転による遊休化により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額226百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
兵庫県明石市	遊休	土地及び建物等	169
兵庫県神戸市兵庫区	遊休	建物等	57
計			226

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	512	6

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	14,439	12,636	△ 1,803	857	2,660
債券	405,847	407,304	1,456	2,290	833
国債	213,354	214,272	917	1,515	597
地方債	105,167	105,426	258	384	125
短期社債	5,993	5,997	3	3	—
社債	81,331	81,608	276	387	110
その他	21,710	21,189	△ 520	21	542
合計	441,997	441,130	△ 867	3,168	4,035

(注)1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、またそれ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は1,108百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ「有価証券」が3,503百万円増加、「繰延税金資産」が1,423百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,079百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	359,448	2,163	514

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

内 容	金額（百万円）
子会社・子法人等株式等	4,327
子会社・子法人等株式	3,728
子法人等投資事業有限責任組合への出資持分	598
その他有価証券	25,726
社債	22,990
非上場株式	1,483
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,253

5. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	52,777	254,179	86,764	36,572
国債	—	104,532	73,167	36,572
地方債	24,502	75,315	5,608	—
短期社債	5,997	—	—	—
社債	22,278	74,330	7,989	—
その他	2,829	18,496	1,121	—
合 計	55,607	272,675	87,886	36,572

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	17,106 百万円
退職給付引当金	3,139 百万円
賞与引当金	270 百万円
未払事業税	39 百万円
減価償却額	190 百万円
有価証券償却否認額	1,022 百万円
その他有価証券評価差額金	352 百万円
繰越欠損金	182 百万円
その他	1,093 百万円

繰延税金資産小計 23,397 百万円

評価性引当額 △ 3,385 百万円

繰延税金資産合計 20,011 百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△ 981 百万円
退職給付信託設定益	△ 685 百万円
繰延ヘッジ損益	△ 47 百万円
その他	△ 44 百万円

繰延税金負債合計 △ 1,758 百万円

繰延税金資産の純額 18,253 百万円

(関連当事者との取引)

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の 所有割合		
親会社	株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区	百万円 664,986	銀行業	% 直接被所有 45.10 間接被所有 1.23		
		関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
		役員の 兼任等	事業上 の関係				
		転籍 6人	銀行 業務	百万円 —	借入金	百万円 37,000	

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
2. 借入金は他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の 所有割合		
兄弟会社等	SMBC信用保証 株式会社	東京都港区	百万円 187,720	信用保証業	% 直接被所有 0.44 間接被所有 —		
		関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
		役員の 兼任等	事業上 の関係				
		—	銀行 業務	百万円 30,000	譲渡性預 金	百万円 —	

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
2. 営業取引の取引金額は、満期による払戻金額であります。

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の 所有割合		
子会社	みなとビジネス サービス株式会社	神戸市中央区	百万円 20	事務処理代行業他	% 直接所有 100.00 間接所有 —		
		関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
		役員の 兼任等	事業上 の関係				
		転籍 4人	銀行 業務	百万円 200	ソフトウ エア	百万円 160	

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。

第 10 期 決 算 公 告

平成21年6月29日



神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

株式会社 みなと銀行

取締役頭取 藪本 信裕

連 結 貸 借 対 照 表(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	43,514	預 金	2,618,360
コールローン及び買入手形	28,323	譲 渡 性 預 金	2,706
買 入 金 銭 債 権	6,138	コールマネー及び売渡手形	1,000
商 品 有 価 証 券	512	債券貸借取引受入担保金	16,096
有 価 証 券	467,716	借 用 金	57,594
貸 出 金	2,246,432	外 国 為 替	105
外 国 為 替	5,564	社 債	5,000
リ ー ス 債 権 及 び 産 権 投 資 資 産	6,855	そ の 他 負 債	59,784
そ の 他 資 産	30,535	賞 与 引 当 金	790
有 形 固 定 資 産	35,038	退 職 給 付 引 当 金	3,842
建 物	14,931	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	234
土 地	17,460	預 金 払 戻 引 当 金	576
建 設 仮 勘 定	3	支 払 承 諾	18,103
その他の有形固定資産	2,642	負 債 の 部 合 計	2,784,195
無 形 固 定 資 産	3,755	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	2,703	資 本 金	27,484
その他の無形固定資産	1,052	資 本 剰 余 金	49,483
繰 延 税 金 資 産	19,153	利 益 剰 余 金	11,704
支 払 承 諾 見 返	18,103	自 己 株 式	△ 121
貸 倒 引 当 金	△ 38,726	株 主 資 本 合 計	88,551
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 512
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	69
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 442
		少 数 株 主 持 分	613
		純 資 産 の 部 合 計	88,721
資 産 の 部 合 計	2,872,916	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,872,916

連結損益計算書〔平成20年4月1日から平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		74,801
資	金 運 用 収 益	55,390	
	貸 出 金 利 息	49,788	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,580	
	コールローン利息及び買入手形利息	260	
	買 現 先 利 息	85	
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	8	
	預 け 金 利 息	1	
	そ の 他 の 受 入 利 息	665	
役	務 取 引 等 収 益	12,137	
そ	の 他 業 務 収 益	5,538	
そ	の 他 経 常 収 益	1,735	
経	常 費 用		83,809
資	金 調 達 費 用	8,644	
	預 金 利 息	6,507	
	譲 渡 性 預 金 利 息	122	
	コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	67	
	借 用 金 利 息	1,682	
	社 債 利 息	125	
	そ の 他 の 支 払 利 息	138	
役	務 取 引 等 費 用	3,208	
そ	の 他 業 務 費 用	2,603	
営	業 経 常 費 用	35,242	
そ	の 他 経 常 費 用	34,109	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	31,346	
	そ の 他 の 経 常 費 用	2,763	
経	特 別 損 失		9,007
	固 定 資 産 処 分 益	1	
	償 却 債 権 取 立 益	34	
特	別 損 失		922
	固 定 資 産 処 分 損	695	
	減 損 損 失	226	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		9,894
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	174	
法	人 税 等 調 整 額	△ 592	
法	人 税 等 合 計 失		△ 418
少	数 株 主 損 失		163
当	期 純 損 失		9,312

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等 8社5組合
- 主要な会社名
 - みなとビジネスサービス株式会社
 - みなとモーゲージサービス株式会社
 - みなと保証株式会社
 - みなとリース株式会社
 - 株式会社みなとカード
 - みなとシステム株式会社
 - みなとキャピタル株式会社
 - Minato Preferred Capital Cayman Limited
 - ほか投資事業有限責任組合 5組合

- ②非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

2. 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

- ②持分法適用の関連法人等
該当ありません

- ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

- ④持分法非適用の関連法人等
該当ありません

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
- | | |
|-------|-----|
| 3月末日 | 8社 |
| 12月末日 | 5組合 |

- ②連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

- 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれんの償却に関する事項

- 該当ありません

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等（時価のある株式については連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は36,904百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 預金払戻引当金の計上基準

預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

・貸手の会計処理

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法によっております。なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の減価償却累計額控除後の額を契約額とし、期首に契約したもとしてリース投資資産に計上する方法によっております。

これにより、従来の方法に比べ、リース投資資産が6,572百万円増加しております。また、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度よりリース取引の売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法としており、従来の方法によった場合に比べて、経常収益及び経常費用が2,604百万円それぞれ減少しております。

・借手の会計処理

該当ありません。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号 平成20年10月28日）を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ「有価証券」が3,503百万円増加、「繰延税金資産」が1,423百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,079百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は 16,682百万円、延滞債権額は 64,876百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 498百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,087百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 86,144百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、37,014百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、26,608百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	64,939百万円
預け金	0百万円
その他資産	91百万円

担保資産に対応する債務

預金	5,468百万円
コールマネー	1,000百万円
債券貸借取引受入担保金	16,096百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券 53,447百万円及びその他資産（手形交換所保証金等）57百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 3,818百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、487,816百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 479,576百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 18,771百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円
- 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。
- 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 22,990百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 214円 64銭
15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|----------------|-------------|
| 退職給付債務 | △20,497 百万円 |
| 年金資産（時価） | 10,727 |
| <hr/> | |
| 未積立退職給付債務 | △9,770 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | — |
| 未認識数理計算上の差異 | 8,285 |
| 未認識過去勤務債務 | 57 |
| <hr/> | |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △1,427 |
| 前払年金費用 | 2,414 |
| 退職給付引当金 | △3,842 |
16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.37%

(連結損益計算書関係)

1. 1株当たり当期純損失金額 22円68銭
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 「その他経常収益」には、部分直接償却取立益 748百万円を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、株式等償却 1,502百万円、債権売却損 249百万円及び貸出金償却 248百万円を含んでおります。
5. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、連結される子会社及び子法人等は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。
上記の固定資産のうち、以下の資産については、店舗廃止及び移転による遊休化により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額226百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
兵庫県明石市	遊休	土地及び建物等	169
兵庫県神戸市兵庫区	遊休	建物等	57
計			226

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	512	6

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	14,614	12,816	△ 1,798	879	2,678
債券	405,847	407,304	1,456	2,290	833
国債	213,354	214,272	917	1,515	597
地方債	105,167	105,426	258	384	125
短期社債	5,993	5,997	3	3	—
社債	81,331	81,608	276	387	110
その他	21,710	21,189	△ 520	21	542
合計	442,172	441,310	△ 862	3,191	4,053

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は1,131百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(追加情報)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号 平成20年10月28日）を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ「有価証券」が3,503百万円増加、「繰延税金資産」が1,423百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,079百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	359,463	2,168	524

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	—
子会社株式及び関連会社株式	—
その他有価証券	
社債	23,027
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,124
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,253

7. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（単体）（平成21年3月31日現在）
該当ありません。

8. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

9. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	52,795	254,198	86,764	36,572
国債	—	104,532	73,167	36,572
地方債	24,502	75,315	5,608	—
短期社債	5,997	—	—	—
社債	22,296	74,350	7,989	—
その他	2,829	18,236	783	—
合 計	55,625	272,435	87,548	36,572

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）
該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年3月31日現在）
該当ありません。